

広島県告示第百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アロー薬局東中央店	呉市東中央三丁目七番一五号	平成二四年一〇月九日
いのうえ内科	山県郡北広島町壬生一四四番地一	平成二四年一〇月三一日
木村耳鼻咽喉科アレル ギー科	三原市宮浦六丁目三番二八号	平成二四年一月三〇日
マイクリニックス	東広島市八本松東三丁目三一番二六号	平成二四年一〇月三一日
みずほ歯科クリニック	廿日市市福面二丁目七番二三号	平成二四年二月一五日
ここの産婦人科医院	安芸郡府中町浜田本町三番二〇号	平成二四年一〇月二五日